



4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」 悲惨な交通死亡事故を起こさないために

内閣府は、交通安全に対する国民の意識を高めることを目的とした新たな国民運動として、春と秋の「全国交通安全運動」の期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」を制定。今年の春は、運動期間中(4月6日(金)~15日(日))の4月10日が実施日となる。実は、記録が残る1968年以降、交通死亡事故は、毎日全国のどこかで発生している。運送事業者は、この運動の趣旨をよく理解し、率先して交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを心がけていくことが求められている。

業界 注目 計画

国交省 脳血管疾患で指針策定 事業用運転者に健診受診促す
国交省 労務違反の行政処分強化 車両停止期間、2倍超に
29年、5年ぶり増加 トラックの交通死亡事故 ほか

活用できる 助成金いろいろ

—— 職場改善や人材育成を支援する助成金 ——

一般社団法人SRアップ21

京都会所属/社会保険労務士 藤木 美能里=文

厚生労働省の助成金を活用する

日本では、少子高齢化が進み、人口減少と共に就労人口の減少も始まっています。社会基盤を維持し、社会を発展させていくためには、すべての人が活躍できる社会環境を整備する必要があります。それによって生産性向上につなげていかなければなりません。

ここ数年、政府主導で働き方改革が叫ばれ、今年度は「働き方改革」と命名された通常国会がスタートし、7つの主要法案、働き方改革関連法案の審議が行われ、改正されようとしています。

人手不足の現在、今在籍している従業員が生き甲斐を持って働けるように、職場環境を改善し、人材育成することがますます重要になってきます。本号では、従業員のキャリアアップを図り、企業全体の生産性向上につながる、雇用保険料を財源とする厚生労働省の助成金について紹介します。

非正規労働者の正社員化 処遇改善等の助成金

【キャリアアップ助成金】2018年4月から拡充

(1) 正社員化コース

有期契約労働者などを正規雇用労働者などに転換または直接雇用した場合に助成。

例えば、有期契約労働者から正規雇用労働者に転換した場合、1人当たり57万円(中小企業の場合の額、生産性要件該当の場合は72万円)を受給できます。

2018年4月以降は、1年度1事業所当たり支給申請上限人数が20人に拡充されました。ただし、下記の2つの支給要件が追加されていますので注意してください。

①正規雇用などに転換した際、転換前の6カ月と転換後の

6カ月の賃金を比較して、5%以上増額していること。

②有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主に雇用されていた期間が3年以下に限ること。

(2) 人材育成コース

人材開発支援助成金の特別育成訓練コース(創設)に統合

(3) 賃金規定等共通化コース

有期契約労働者などに関して、正規雇用労働者と共通の職務などに応じた賃金規定などを作成し、適用した場合に57万円(中小企業の場合の額、生産性要件該当の場合72万円)を助成。また、共通化した対象労働者2人目以降、1人当たり2万円が増額される加算措置が新設されました。

(4) 諸手当制度共通化コース

有期契約労働者などに関して、正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に、38万円(中小企業の場合の額、生産性要件該当の場合48万円)を助成。また、対象労働者の人数や諸手当の数に応じた増額措置が新設されました。

人材育成等のための助成金

【人材開発支援助成金】2018年4月から目的別に整理統合

(1) 人材開発支援コース助成金

①特定訓練コース:生産性の向上にかかる訓練、雇用型訓練、若年労働者への訓練、技能承継等の訓練、グローバル人材育成の訓練。

②一般訓練コース:①以外の訓練。

①②ともに、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得を目的とした訓練を実施した場合、その経費や賃金に対して助成されます。

③教育訓練休暇付与コース:有給教育訓練休暇制度を導入

し、労働者が休暇を取得して訓練を受けた場合に助成。助成額は30万円、生産性要件を満たす場合は36万円。

(2) 特別育成訓練コース助成金

特別育成訓練コース:一般職業訓練、有期実習型訓練、中小企業等担い手育成の訓練に対し、その経費や賃金に対して助成されます。

<生産性要件とは>

2017年度から、下記の要件を満たし、生産性を向上させた事業所には助成額が割増されます。

①助成金の支給申請などを行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること。

②生産性の計算式は、以下のとおりです。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

生産性の伸び率が6%を満たしていない場合でも、別に定める要件に合致する場合は、生産性要件を満たすものとして取り扱うことがあります。詳しくは厚生労働省のホームページで確認してください。

長時間労働の是正等 環境整備のための助成金

【時間外労働等改善助成金】

2018年4月から名称変更・拡充(旧職場意識改善助成金)

①時間外労働上限設定コース

②勤務間インターバルコース

新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入する場合

③職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進した場合

①②③共通の助成対象及び助成率は、

就業規則などの作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備機器などの導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取り組みに必要な経費の3分の4を助成。

【人材確保等支援助成金】(2018年4月より創設)

人事評価制度や賃金制度の整備を通じて生産性向上、賃金アップや離職率低下などを実現した企業に対して助成されます。

なお、本号で紹介する助成金は、2018年3月1日時点の情報です。助成金の受給要件などが変更される場合がありますので、詳細につきましては、その都度、厚生労働省ホームページで確認されるか、または都道府県労働局などにお問い合わせください。



一般社団法人 SRアップ21 (<http://www.srup21.or.jp>)

平成6年8月に設立、社会保険労務士(SR)による人事・労務管理の実務家集団で、北は北海道から南は沖縄まで全国的に活動。弁護士・税理士・行政書士など専門士業との関係強化を積極的に図り、企業のあらゆる相談や手続きをワンストップサービスでサポートしている。

◆職場でよくあるトラブルをドラマ仕立てにしたDVD「人事労務トラブル110番vol.4」販売中。本誌読者割引あり。お申し込みは03-5432-7676へ。